氏名 太田穂高

授 与 し た 学 位 博 士 専攻分野の名称 医 学

学 位 授 与 番 号 博乙第 号

学位授与の日付 平成16年12月31日 学位授与の要件 博士の学位論文提出者

(学位規則第4条第2項該当)

学位論文題目 Prognosis after withdrawal of antiepileptic drugs in

childhood-onset cryptogenic localization-related

epilepsies

(小児期の潜因性局在関連性てんかんにおける抗てんかん薬

減量, 断薬後の再発に関する研究)

論 文 審 查 委 員 教授 阿部 康二 教授 五味田 裕 助教授 淺沼 幹人

## 学位論文内容の要旨

小児期に発症した潜因性局在関連性てんかん症例における抗てんかん薬減量・断薬後の再発危険因子を明らかにするために、初診時年齢が 15 歳未満で、経過観察期間が 5 年以上の潜因性局在関連性てんかん症例のうち、減量・断薬が行われた 82 例を対象に減量開始後の再発について検討した。抗てんかん薬の減量開始基準は原則として発作抑制期間 3 年以上、かつ、減量開始前の脳波でてんかん発射が抑制されていることとした。

再発は82 例中8 例 (9.8 %) に認められた。単変量解析では初発年齢6歳以上、減量開始時年齢15歳以上、発作抑制までに要した期間5年以上、発作抑制までの総発作回数5回以上、発作抑制に要した抗てんかん薬数2剤以上の項目において再発率比が有意に高値であった。多変量解析の結果から、上記項目のなかで初発年齢6歳以上と発作抑制までに要した期間5年以上の項目が独立した再発危険因子とみなされた。

これらの危険因子をもつ症例では減量・断薬を行う際には、より細心の注意を要するが、危険因子のない症例では減量開始基準を緩和しうると考えられた。

## 論文審査結果の要旨

本研究は、抗てんかん薬の減量・断薬後の再発危険因子を明らかにするために、潜因性局在関連性でんかんについて臨床的に解析したものである。小児期発症の潜因性局在関連性でんかん症例のうち、減量・断薬が行われた82例を対象に減量開始後の再発について検討したところ、再発は82例中8例(9.8%)に認められた。再発危険因子項目として、単変量解析では初発年齢6歳以上、減量開始時年齢15歳以上、発作抑制までに要した期間5年以上、発作抑制までの総発作回数5回以上、発作抑制に要した抗てんかん薬数2剤以上の点が、また多変量解析では特に初発年齢6歳以上と発作抑制までに要した期間5年以上の点が重要であることが明らかにされた。本研究結果から上記危険因子を有する患者における減量・断薬時の注意と同時に、危険因子を有さない患者での減量開始基準緩和の可能性が示唆された。

よって本研究者は博士(医学)の学位を得る資格があると認める。